

令和8年第3回

富谷市議会定例会議案書

令和8年9月7日提出

富 谷 市

令和8年第3回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1 号	富谷市監査委員条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	富谷市立学校の設置に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議案第 3 号	富谷市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について・・・・・・・・・・	5
議案第 4 号	富谷市立幼稚園預かり保育条例の廃止について・・・・・・・・・・	7
議案第 5 号	富谷市立幼稚園運営審議会条例の廃止について・・・・・・・・・・	9
議案第 6 号	令和8年度富谷市一般会計補正予算（第2号）・・・・・・・・・・	別冊
議案第 7 号	令和8年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 8 号	令和8年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・・・・	別冊
議案第 9 号	令和8年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 10 号	令和8年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・・	別冊
議案第 11 号	令和8年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）・・・・・・・・	別冊
議案第 12 号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案第 13 号	和解及び損害賠償額の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	12

議案第 14 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・	13
----------	------------------------------	----

諮 問

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	14
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	15
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	16
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・	17

認 定

認定第 1 号	令和 7 年度富谷市一般会計歳入歳出決算の認定について・・・	別冊
認定第 2 号	令和 7 年度富谷市市営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について・・・	別冊
認定第 3 号	令和 7 年度富谷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 4 号	令和 7 年度富谷市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・・・	別冊
認定第 5 号	令和 7 年度富谷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について・・・	別冊
認定第 6 号	令和 7 年度富谷市下水道事業会計利益処分及び決算の認定について・・・	別冊
認定第 7 号	令和 7 年度富谷市水道事業会計利益処分及び決算の認定について・・・	別冊

議案第 1 号

富谷市監査委員条例の一部改正について

富谷市監査委員条例（平成 3 年富谷町条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市監査委員条例の一部を改正する条例

富谷市監査委員条例（平成３年富谷町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第１条・第２条 略 （監査，検査及び審査） 第３条 略 ２ 監査委員は，法第７５条第１項若しくは第２４２条第１項の規定による監査の請求又は第９８条第２項，第１９９条第６項若しくは第７項，第２３５条の２第２項若しくは<u>第２４３条の２の９第３項</u>の規定による監査の要求を受けたときは，やむを得ない場合を除き，当該請求又は要求を受けた日から７日以内に監査に着手するものとする。 ３～５ 略 第４条・第５条 略	第１条・第２条 略 （監査，検査及び審査） 第３条 略 ２ 監査委員は，法第７５条第１項若しくは第２４２条第１項の規定による監査の請求又は第９８条第２項，第１９９条第６項若しくは第７項，第２３５条の２第２項若しくは<u>第２４３条の２の２第８項</u>の規定による監査の要求を受けたときは，やむを得ない場合を除き，当該請求又は要求を受けた日から７日以内に監査に着手するものとする。 ３～５ 略 第４条・第５条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第 2 号

富谷市立学校の設置に関する条例の一部改正について

富谷市立学校の設置に関する条例（昭和 3 9 年富谷町条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立富谷幼稚園の閉園に伴い，所要の改正を行うもの。

富谷市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

富谷市立学校の設置に関する条例（昭和39年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																						
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校_____を設置する。 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県富谷市立 富谷小学校</td><td>宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>〃 〃 成田中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地	略	略	〃 〃 成田中学校	略	_____	_____	_____	_____	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、<u>中学校及び幼稚園</u>を設置する。 第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県富谷市立 富谷小学校</td><td>宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>〃 〃 成田中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td><u>宮城県富谷市立</u> <u>富谷幼稚園</u></td><td><u>宮城県富谷市</u> <u>富谷狸屋敷13番地</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地	略	略	〃 〃 成田中学校	略	<u>宮城県富谷市立</u> <u>富谷幼稚園</u>	<u>宮城県富谷市</u> <u>富谷狸屋敷13番地</u>
名称	位置																						
宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地																						
略	略																						
〃 〃 成田中学校	略																						
_____	_____																						
_____	_____																						
名称	位置																						
宮城県富谷市立 富谷小学校	宮城県富谷市 富谷狸屋敷85番地																						
略	略																						
〃 〃 成田中学校	略																						
<u>宮城県富谷市立</u> <u>富谷幼稚園</u>	<u>宮城県富谷市</u> <u>富谷狸屋敷13番地</u>																						

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 3 号

富谷市立幼稚園授業料徴収条例の廃止について

富谷市立幼稚園授業料徴収条例（昭和 47 年富谷町条例第 5 号）を別紙のとおり廃止する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立富谷幼稚園の閉園に伴い、廃止するもの。

富谷市立幼稚園授業料徴収条例を廃止する条例

富谷市立幼稚園授業料徴収条例（昭和47年富谷町条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 4 号

富谷市立幼稚園預かり保育条例の廃止について

富谷市立幼稚園預かり保育条例（平成15年富谷町条例第9号）を別紙のとおり廃止する。

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立富谷幼稚園の閉園に伴い、預かり保育の実施がなくなることから、廃止するもの。

富谷市立幼稚園預かり保育条例を廃止する条例

富谷市立幼稚園預かり保育条例（平成１５年富谷町条例第９号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第 5 号

富谷市立幼稚園運営審議会条例の廃止について

富谷市立幼稚園運営審議会条例（平成29年富谷市条例第16号）を別紙のとおり廃止する。

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

富谷市立富谷幼稚園の閉園に伴い、廃止するもの。

富谷市立幼稚園運営審議会条例を廃止する条例

富谷市立幼稚園運営審議会条例（平成２９年富谷市条例第１６号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４８年富谷町条例第３４号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行			
第１条～第６条 略				第１条～第６条 略			
別表（第２条，第３条の２関係）				別表（第２条，第３条の２関係）			
非常勤特別職報酬				非常勤特別職報酬			
（単位：円）				（単位：円）			
職名		報酬の額		職名		報酬の額	
略	略	略	略	略	略	略	略
教育振興基本計	略	略	略	教育振興基本計	略	略	略
画策定委員会				画策定委員会			
_____	_____	_____	_____	市立幼稚園運営	会長	日額	6,000
_____	_____		_____	審議会	委員		5,800
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

議案第 12 号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 譲渡する財産 | 富谷市立富谷幼稚園 園舎，附帯設備，備品一式 |
| 所在地 | 富谷市富谷狸屋敷 13 番地 |
| 延床面積 | 708.975 m ² |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 2 譲渡する相手方 | 富谷市成田一丁目 5 番地 3 |
| | 社会福祉法人仙台ぱれっと福祉会 |
| | 理事長 大信田 和義 |

令和 8 年 9 月 7 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

令和 9 年 3 月 31 日をもって富谷市立富谷幼稚園を閉園し，社会福祉法人仙台ぱれっと福祉会が同所において認定こども園を開設するにあたり，幼稚園園舎等を同法人に無償譲渡するもの。

議案第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

太子堂二丁目地内における家屋内の壁の一部分損傷事故について，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 損害賠償額 | 一金 126,500 円也 |
| 2 和解の相手方 | <div style="background-color: black; width: 300px; height: 1.2em; margin-bottom: 2px;"></div> <div style="background-color: black; width: 120px; height: 1.2em;"></div> |
| 3 和解の内容 | 市は相手方に損害賠償額一金 126,500 円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。 |

令和 8 年 9 月 7 日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

議案第14号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 宮崎 宏枝

生年月日 [REDACTED]

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 武田泉の任期が、令和8年12月11日をもって任期満了となるため、新たに教育委員会委員として任命するもの。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 平間 由美子

生年月日 [REDACTED]

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 平間由美子は，令和8年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 関口 智子

生年月日 [REDACTED]

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 関口智子は，令和8年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 高世 美枝子

生年月日 [REDACTED]

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 高世美枝子は，令和8年12月31日をもって任期満了となるため。

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 本郷 真理

生年月日 [REDACTED]

令和8年9月7日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 相澤昭子の任期が，令和8年12月31日をもって任期満了となるため，新たに人権擁護委員として推薦するもの。

